

桶川市新庁舎建設工事に係る「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（ver. 10）」の適用について

本工事に係る総合評価落札方式の実施にあたっては、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（ver. 10）」を適用します。

ただし、次に示す評価項目の評価基準については、下記のとおりとします。

(6) 選択評価項目

コ その他

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 市内下請等の選定	下請負人を3社以上市内企業から選定し、かつ、建設業以外の業務（業務の委託、物品の購入等）を3社以上市内企業に発注する。	1.5	/1.5
	下請負人を2社市内企業から選定し、かつ、建設業以外の業務（業務の委託、物品の購入等）を3社以上市内企業に発注する。	1	
	下請負人を1社市内企業から選定し、かつ、建設業以外の業務（業務の委託、物品の購入等）を3社以上市内企業に発注する。	0.5	
	選定しない。	0	